9 **聞たかしま ※** 2011・2・1

○特定受給資格者

○特定理由離職者

固税務課

(215)

6

21 雇止め

22 雇止め

大 版

12 |天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇

34 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間 12 か月未満

は対象となりません。

ご了承ください

(雇用期間3年以上雇止め通知あり

|事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

23 期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)

♥手続きは:

「国民健康保険税

特例対象被保

33 |正当な理由のある自己都合退職

※上記以外の方は該当しません。

者証のコピー」を提出してください 険者等申告書」「雇用保険受給資格

(雇用期間3年未満更新明示あり)

▼農業収支の事前説明会 日

▼申告期間中の受付会場

会場

今津税務署 市役所税務課

マキノ支所 今津支所

曜日

受 付 時 F前 9 時~午前 11 時 30 分 高島支所 F後 1 時~午後 3 時 30 分 マキノ支所 朽木支所 〒前9時~午前11時30分 今津支所 F前 9 時~午前 11 時 30 分 2月10日(木) 安曇川公民館 F後 1 時~午後 3 時 30 分

2月7日(月) 2月8日(火) 2月9日(水)

は次表のとおりです。ご都合の良 す。 県民税申告書の受付はできません。 (注) 今津税務署では、 会場をご利用ください

○給与所得者で、

次の①から③に当

・初めて事業所得の申告をされる方・土地や株などの譲渡所得がある方別控除を受ける方

(特定増改築等)

住宅借入金等特

な申告をされる方その他、損失の繰越控除など複雑青色申告をされる方

てはまる方

える方

控除などの所得控除の合計額を超

次の日程で開催します。

申告期間中は大変混み合いますの

ぜひこの機会をご利用ください。

を作成していただくための相談会を

平成22年分農業所得の収支内訳書

農業収支の事前相談会

確定申告は自分で書いてお早めに

2 月 16

日(水)

3月15日(火)

7

市民税・

県民税

の申告と所得税

0

○事業をしている方、

不動産収入の

〈所得税の確定申告〉

申告が必要な方

どで、

平成22年中の所得の合計額

が、

基礎控除、

配偶者控除、

扶養

ある方、

土地や建物を売った方な

※給与所得者の還付申告等の簡易な

する方は税務署で申告をしてくださけ付けできます。ただし、次に該当所得税の確定申告は、市役所でも受

②給与所得や退職所得以外の所得

過今津税務署

№ (NN) NIDG

る方

①給与収入金額が2千万円を超え

朽木支所 安曇川支所 高島支所 ※●印が受付日です。

月

受付時間 8:30~11:30、13:00~16:30

と市民税・県民税の申告が始まりま 平成22年分の所得税の確定申告 申告期間中の各会場の受付曜日 市民税

③2か所以上から給与を受けてい る方 金額が20万円を超える方

〈市民税・県民税の申告〉

居住している方。 除きます。 平成23年1月1日現在、 ただし、 高島市に 次の方を

②前年中の所得が給与所得だけ ①所得税の確定申告書を提出した方 提出があった方に限ります。) (勤務先から給与支払報告書の 年末調整を済ませている方

> 間市役所税務課 ※所得が全くない方でも、 ਰ੍ਰ 料の免除、 を受けられる方は申告が必要で 料の軽減措置、 康保険税・後期高齢者医療保険 児童手当の支給など 国民年金保険

国民健

™ (NID) ∞

申告に必要なもの

印鑑 申告書用紙(昨年申告された方)

険税

担

軽減

度に

的失業者

珏

受給資格者)や、

雇い止めなどによ

解雇などによる離職

(特定

◆軽減措置の概要は

特定受給資格者、

特定理由離職者

00分の30と

う制度が創設されました。

方の国民健康保険税の負担軽減を行 る離職(特定理由離職者)をされた

みなして算定します。 の前年の給与所得を1

◆軽減期間は:

離職の翌日から翌年度末までの期

- 給与所得者は、 「給与所得の源泉
- 徴収票」
- 等の源泉徴収票」 公的年金の受給者は、 「公的年
- 払金額の証明書 生命保険料や地震保険料などの支
- 金の支払金額の証明書(控除証明 国民年金保険料および国民年金基
- 国民健康保険税 (料) および後期

※国民健康保険に加入中は、

途中で就職

は異なります。

※制度が始まる前1年以内(平成21年3

月31日以降)に離職された方は、

平成

保険を脱退すると終了します。

社の健康保険に加入するなど国民健康

しても引き続き対象となりますが、

会

22年度に限り国民健康保険税が軽減さ

れます。ただし、平成21年度の保険税

理由コ-

ドが記載されている方で

◆対象者は・・・

雇用保険受給資格者証に次の離職

間です

※雇用保険の失業等給付を受ける期間と

納付金額の確認できる資料 高齢者医療保険料や介護保険料の 所得証明書等について 申告されないと、所得証明書を発行できない場 合があります。また、申告を必要としない方でも 国民健康保険加入者は、国民健康保険税の軽減等 を受けられる場合がありますので、必ず申告して の申請をされる方や国民年金の免除申請をされる 方等についても申告が必要となる場合があります

- 事業所得者等は収支内訳書 医療費控除を受けようとされる方 費の明細書」を作成してください の領収書 平成22年中に支払った医療費 支払先が多い (領収書はあらかじめ集 場合は 医 療
- うえで申告にお越しください 営業や農業による収入がある方はあら 所得税の還付申告をされる方は、 かじめご自分で収支内訳書を作成した
- (申告の内容により必要な

預貯金通帳口座番号(申告者名義

その他 のもの)

- 書類があります。)

ご利用の方

ください。また、介護保険、福祉医療、

ので、申告期間中に申告してください。

確定申告書等の作成は、国税庁ホームページ [http://www.nta.go.jp]の「確定申告書作成コー をご利用ください。このコーナーで作成し た確定申告書等は、ご使用のプリンターで印刷(モ ノクロ印刷可)して提出できます。また、 告書等をインターネットで提出できる、e-Tax (新 規の方は事前の届出が必要です。)をぜひご利用

インターネットを

ください。

2011・2・1 **聞たかしま %** 8